

第85回横須賀市環境審議会

横須賀市環境基本計画2030 改定素案からの変更点等について

- 改定スケジュール及び本日も審議いただきたいこと
- 前回の環境審議会におけるご意見等とその対応について
- その他の素案からの変更点について

改定スケジュール及び本日まで審議いただきたいこと

パブリック・コメントの手続き前の最後の審議会開催となる予定のため、改定案に対するご意見等をいただくとともに、内容についてのご了承をいただきたい。

年月	スケジュール
令和7年8月	● 第85回環境審議会（改定案の審議） ◇ 庁内照会
令和7年10月	◇ パブリック・コメント手続
令和7年12月	● 第86回環境審議会 ・ パブリック・コメント手続の報告 ・ 計画最終案及び答申案の審議 ・ 答申
令和8年2月	● 第87回環境審議会
令和8年3月	◇ 議会報告、計画改定、公表
令和8年4月	◇ 運用開始

前回の環境審議会におけるご意見等とその対応について

前回の第84回横須賀市環境審議会（令和7年6月23日開催）においていただいたご意見等を踏まえ、前回お示した素案から以下のとおり修正しました。

No.	ご意見等	対応
1	<p>基本目標1の施策の柱3の「施策の方向」から“生物多様性の活用”が見えてこない。 生物多様性基本法が目指すのは生物多様性の保全と持続可能な利用なので、施策の方向iiiに「生物多様性からの恵みの活用を推進します」ということを新たに加える、あるいは施策の方向iiに活用という言葉を追記するなど、“活用”が見えるような施策の方向について検討いただきたい。</p> <p>[名執委員]</p>	<p>生物多様性の活用については、計画書39ページの施策の方向「ii 多様な生物が生息・生育・繁殖できる地域環境を保全・創出します」の中で、主に里山的環境の保全・再生・活用の取り組みについて記載しています。</p> <p>いただいたご意見を踏まえ、当該施策の方向を「ii 多様な生物が生息・生育・繁殖できる地域環境を保全・創出・活用します」へ修正しました。</p> <p>【修正箇所：P.31、P.39】</p>

その他の素案からの変更点について（前回説明箇所の修正）

（1）基本目標 1 基本目標達成の目安となる指標【本書P.33】

自然共生サイト面積及び都市公園面積の指標値について、「横須賀市みどりの基本計画」（案）の目標数値と表記を合わせ、小数点第一位までの記載に修正しました。また、緑被率の指標値を令和7年度調査の結果（暫定値）に更新しました。

指標となる項目	令和11年度指標値		
	現行計画	改定素案 (前回資料より)	改定案
緑被率（みどりの総量）の維持・向上をめざします	54.5%	更新予定	53.2%※
近郊緑地保全区域を維持します	1,012ha	1,012ha	1,012ha
自然共生サイトの面積を増やします		<u>193ha</u>	193.9ha
都市公園面積を維持し、適切な配置をめざします	571ha	<u>696ha</u>	696.1ha

※緑被率は令和7年度調査の暫定結果です。確定次第、数値を更新します。

(2) 基本目標 1 施策の柱 3 生物多様性の保全・再生と活用 施策の方向と実現に向けた取り組み【本書P.39】

「横須賀市みどりの基本計画」(案)に合わせて施策の方向 i の記載内容を整理するとともに、取り組みの趣旨を示すため、ネイチャーポジティブの考え方について追記しました。

【改定素案】 (第84回横須賀市環境審議会資料より)

(中略)

取り組みの推進にあたっては、本市のみどりの保全・創出・活用や生物多様性保全の基本的指針について定めた「(仮称)横須賀市みどりの基本計画・生物多様性地域戦略」(〇〇年(令和〇年)〇月策定)に基づき、生物多様性の確保に関する取り組みを推進するとともに、市内の生物多様性保全エリアの「自然共生サイト」への登録を進めるなど、本市の希少な生物や良好な自然環境の保全を効率的かつ一体的に進めます。



【改定案】

(中略)

生物多様性地域戦略としても位置付けている「横須賀市みどりの基本計画」に基づき、生物多様性の損失を防ぎ回復させるとともに活用するための取り組みを推進します。

また、市内の生物多様性保全エリアの「自然共生サイト」への登録を進めるなど、本市の希少な生物や良好な自然環境の保全を効率的かつ一体的に進めます。

その他の素案からの変更点について（追加）

（1）基本目標 2 基本目標達成の目安となる指標【本書P.43】

「ゼロカーボンシティよこすか2050アクションプラン」の区域施策編の削減目標の見直しを踏まえ、整合を図るため、温室効果ガス排出量の指標値について、現状の目標値である2029年度43%削減（2030年度46%削減 ※国と同じ）を1年前倒しし、2029年度46%削減に更新しました。

指標となる項目	令和11年度指標値	
	現行計画	改定案
温室効果ガス排出量の削減をめざします	2013年度比 <u>43%</u> 削減	2013年度比 <u>46%</u> 削減

（2）その他の変更箇所について

一部の図のキャプションについて、誤記や補足等の軽微な修正を行いました。

横須賀市 環境基本計画 2030

(改定案)

- ・ 前回（第84回環境審議会）の改定素案でお示しした修正箇所…赤字
- ・ 今回修正した箇所……赤字・黄背景

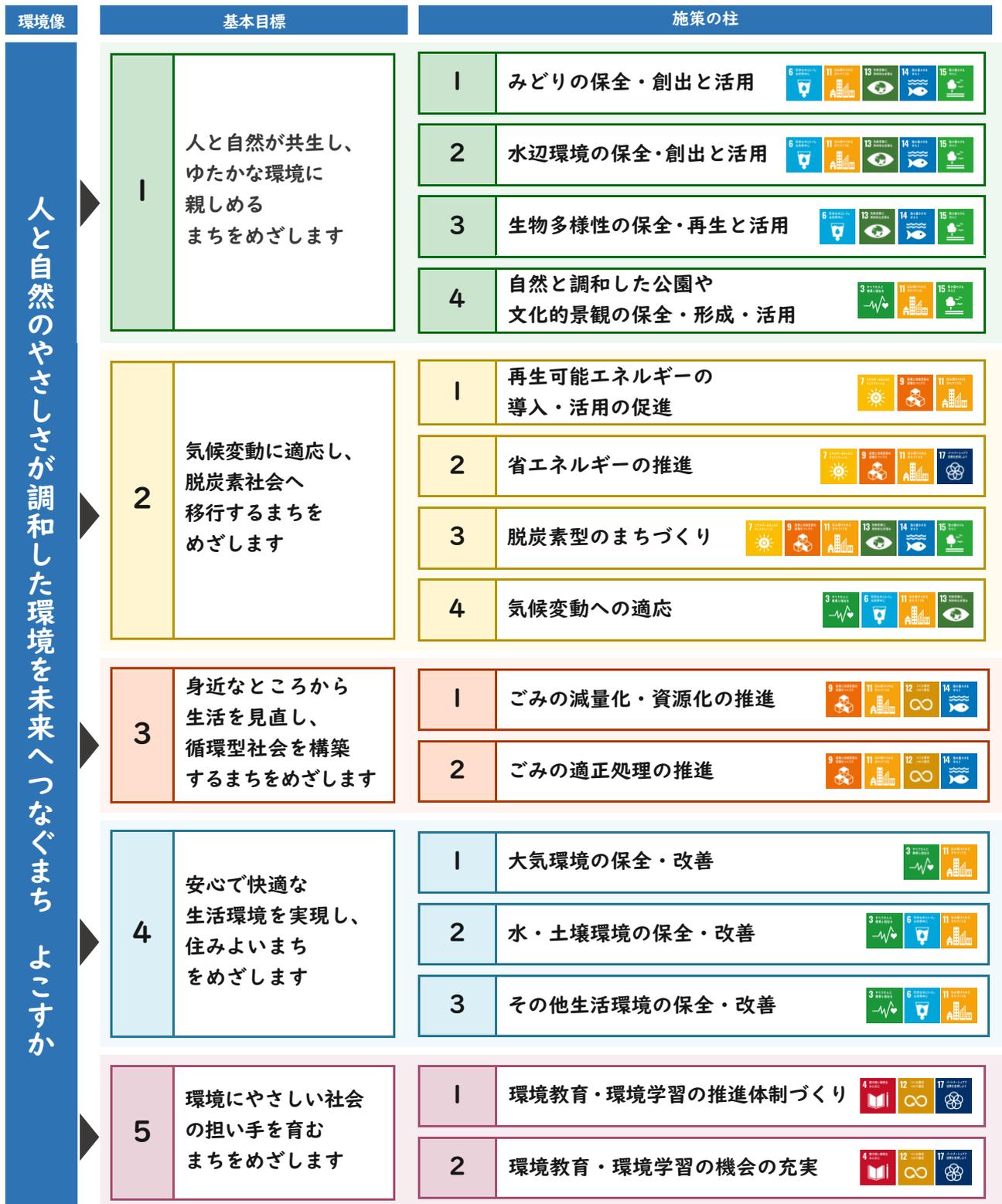
2022年（令和4年）3月

横須賀市

〇〇年（令和〇年）〇月一部改定

第4章 基本目標の実現に向けた施策の展開

計画の体系図



〇〇〇年（令和〇年）〇月一部改定

施策の方向

- i. みどりの保全を推進します
- ii. みどりの創出を推進します

- iii. みどりとのふれあいを推進します

- i. 河川環境の保全・創出を推進します
- ii. 海域環境の保全・創出を推進します

- iii. 水とのふれあいを推進します

- i. 生物多様性保全にかかる基本的戦略を推進します
- ii. 多様な生物が生息・生育・繁殖できる地域環境を保全・創出・活用します

- iii. 外来生物対策を推進します

- i. 公園および緑地の維持・管理・利活用を推進します
- ii. 良好な風致の維持と保全を推進します

- iii. 地域特性を活かした文化的景観の形成を推進します

- i. 再生可能エネルギーの導入を促進します
- ii. エネルギーの地産地消を推進します

- i. 家庭における省エネルギーを推進します
- ii. 事業活動における省エネルギーを推進します

- i. 拠点ネットワーク型都市のまちづくりを推進します
- ii. 温室効果ガス吸収源に関する取り組みを推進します

- iii. ヒートアイランド対策を推進します

- i. 自然災害による影響の回避・軽減に取り組みます
- ii. 市民生活における影響の回避・軽減に取り組みます

- i. 「3R+1」の取り組みを推進します
- ii. 環境にやさしいライフスタイルへの転換を推進します

- iii. 分別・排出のルールづくりを推進します
- iv. 市民・事業者の活動を支援します

- i. 一般廃棄物の適正な排出を推進します
- ii. 事業系ごみの適正な排出を推進します

- iii. 効率的なごみ処理を推進します

- i. 大気環境の測定による状況把握に努めます
- ii. 大気汚染を未然防止するための指導をします

- i. 水環境の測定による状況把握に努めます
- ii. 水質汚濁・土壌汚染を未然防止するための指導をします

- iii. 生活排水の適正処理を推進します

- i. 騒音・振動の状況把握に努めます
- ii. 騒音・振動・悪臭による公害防止のための指導をします

- iii. 化学物質（ダイオキシン類）による環境リスクの低減に努めます

- i. 自ら行動する人を育みます
- ii. 各主体間の連携・協働を推進します

- i. あらゆる人が参加できる機会・場づくりを推進します
- ii. 情報提供・普及啓発を推進します

リーディングプロジェクト

基本目標

I

人と自然が共生し、
ゆたかな環境に親しめるまちをめざします

(1) 基本目標でめざす姿と指標

① 基本目標でめざす姿

本市は、三方を海に囲まれ、丘陵地にみどりが残るなど、首都圏にありながら水辺やみどりの自然環境に恵まれたまちです。

これらの自然環境は、私たちのゆたかな生活を支えている多様な生物の生息・生育・繁殖の場となるだけでなく、人々が身近に自然と親しむことのできる場として本市特有の景観を作り出しており、個性ある都市イメージを形成しています。

こうした自然環境を有する一方、自然災害のリスクを低減することが重要となることから、自然の地形に沿った水系単位での治水対策を行う「流域治水」の考え方や、社会資本整備にあたり自然環境が有する多様な機能を活用し、持続可能で魅力ある地域づくりを進める「グリーンインフラ」の考え方は、まちの防災・減災面においても、重要な役割を担っています。

また、自然環境は、多様な生物が互いにつながりあい、作用することにより、バランスを保ちながら成り立っています。しかし、利便性やゆたかさを追求した私たちの営みにより、生態系バランスが崩れ、多くの種が絶滅の危機にさらされており、結果として、自然から様々な恩恵を受けている私たちの生活にも影響が表れるなど、生物多様性の確保は世界的な課題となっています。

こうした背景から、自然環境は「市民共有の財産」であるという意識を持ち、開発や人の管理が行き届かなくなったことによる自然の質の変化や、外来生物による影響を認識するとともに、生物多様性に配慮しながら、自然環境を適切に保全・創出・活用することが求められます。

また、身近に自然とふれあうことができる場としてだけでなく、災害時には、地域の避難拠点になるなど、市民生活に関わりの深い都市公園や緑地などのオープンスペースについても、整備・管理が進められた姿を目指します。

② 施策の体系

人と自然が共生し、ゆたかな環境に親しめるまちをめざします

施策の柱 1	みどりの保全・創出と活用
施策の柱 2	水辺環境の保全・創出と活用
施策の柱 3	生物多様性の保全・再生と活用
施策の柱 4	自然と調和した公園や文化的景観の保全・形成・活用

③ 基本目標達成の目安となる指標

〇〇〇年（令和〇年）〇月一部改定

2029年度（令和11年度）指標

みどりの保全・創出と活用

- ・ 緑被率（みどりの総量）の維持・向上をめざします：**53.2%**
- ・ 近郊緑地保全区域を維持します：**1,012ha**

注)緑被率は令和7年度調査の暫定結果です。確定次第、数値を更新します。

生物多様性の保全・再生と活用

- ・ 自然共生サイトの面積を増やします：**193.9ha**

自然と調和した公園や文化的景観の保全・形成・活用

- ・ 都市公園面積を維持し、適切な配置をめざします：**696.1ha**



図 4-1 立石公園



図 4-2 野比かがみ田緑地



図 4-3 谷戸と斜面緑地が近接した市街地

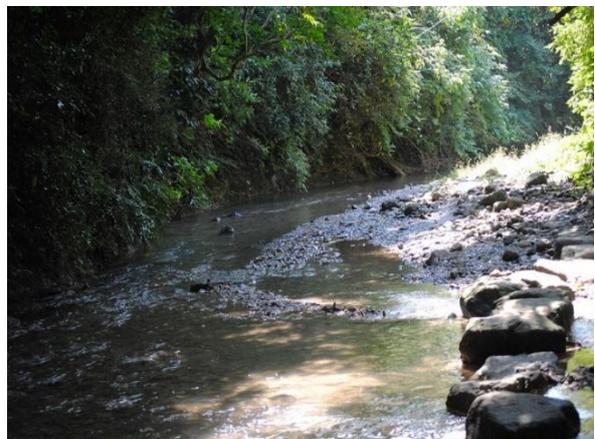


図 4-4 前田川

■ これまでの取り組みと課題

三浦半島の中央に位置する本市は、コンパクトな範囲に多様な自然環境が存在し、それぞれの環境に応じた植物や昆虫、水生生物、野鳥など、特徴ある生物を見ることができます。

これらの多様な生物の生息状況や課題を把握するために、博物館や自然環境活動団体と協力した自然環境調査を実施し、ゆたかな自然と親しむためのツールとして、ガイドブックを作成するほか、生物多様性の確保に関する地域の取り組みの検討する際の基礎資料として活用するなど、取り組みを進めてきました。

また、生物多様性を確保するうえで重要となる里地里山について、本市では、現在もしくは過去に水田や雑木林などが存在し、それらの要素が人々の生活にとって身近な自然環境となっている地域（里山的環境）を市民、事業者、市の連携により保全・再生・活用する事業を推進してきました。

里山的環境が有する水田や雑木林などの維持管理を継続的に行うことで、生物多様性を確保し、自然と身近にふれあうことのできる場と機会を創出しています。

一方で、かつて三浦半島には存在していなかった外来生物が多く繁殖するようになり、生態系への影響や生活被害を及ぼしていることから、特定の生物だけが突出して優位性を持つことなく、バランスを保てるよう「アライグマ」や「クリハラリス」（タイワンリス）などの特定外来生物の防除を行ってきました。

今後も、ゆたかな生物多様性がもたらす生態系サービスに関する理解や生態系保全の重要性に対する認識を深める取り組みを推進するとともに、取り組みを継続して行うための体制づくりが求められます。

また、外来生物の動向に注意を払い、生態系への被害状況や防除の必要性について、広く周知・啓発を図ることが求められます。



図 4-7 沢山池の里山（はざかけのようす）



図 4-8 沢山池の里山（田植えのようす）



図 4-9 クリハラリス（タイワンリス）

写真提供：NPO 法人三浦半島生物多様性保全



図 4-10 アライグマ

写真提供：関西野生生物研究所

■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

〇〇〇年（令和〇年）〇月一部改定

i 生物多様性保全にかかる基本的戦略を推進します

生物多様性の状況は地域固有であることから、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取り組みを進めるためには、各地域の特性に応じた地域戦略に基づき、様々な施策を横断的・総合的に推進することが求められます。

生物多様性地域戦略としても位置付けている「横須賀市みどりの基本計画」に基づき、生物多様性の損失を防ぎ回復させるとともに活用するための取り組みを推進します。

また、市内の生物多様性保全エリアの「自然共生サイト」への登録を進めるなど、本市の希少な生物や良好な自然環境の保全を効率的かつ一体的に進めます。

ii 多様な生物が生息・生育・繁殖できる地域環境を保全・創出・活用します

生物多様性の確保のためには、様々なオープンスペースのみどりを保全・創出し、より良い状態にしていくことで、生物の生息・生育・繁殖の基盤となる場を確保することが求められます。

これまで、生物多様性を確保するうえで重要となる里山的環境の保全・再生を進め、生物の生息・生育・繁殖の基盤となる場を確保するとともに、身近な自然にふれあう場として、活用を進めてきました。

今後も地域の貴重な自然環境の変化に目を配り、里山的環境の保全・再生・活用事業など、市民、事業者、市民団体と協働した取り組みを進めるとともに、保全活動の担い手となる後継者の育成など、生物多様性の確保に関する取り組みを継続して行うための体制を整備します。

iii 外来生物対策を推進します

近年、かつて三浦半島には存在していなかった外来生物が多く繁殖するようになり、主に外来生物による生態系への影響や生活・農業被害が発生しています。

こうしたことから、被害の低減を図るため、今後も「アライグマ」や「クリハラリス」（タイワンリス）など哺乳類の特定外来生物の防除を行うとともに、三浦半島の生態系に影響を及ぼしている「オオキンケイギク」など、植物の特定外来生物の防除についても必要に応じて検討します。

また、外来生物による生態系への被害状況や防除の必要性について、広く周知・啓発を図り、継続的な監視と拡大を防ぐための取り組みを進めます。

■ 市民・事業者ができること（例）

- 里山的環境の保全・再生活動などに参加する
- 特定外来生物や有害鳥獣に関する正しい知識を身につける
- ペットは最後まで責任を持って飼う
- 本来その地域に存在しない生物を持ち込まない
- 生物を大切にし、野鳥や昆虫、植物など生物をおやみに持ち帰らない

■ これまでの取り組みと課題

これまで、一般に立ち入ることのできなかった旧軍施設（国有地）の多くが市に譲渡されたことを受け、都市公園として整備を進めたほか、買い取りや寄附により市有地となった樹林地を都市公園として位置付け、緑地保全事業を進めてきました。

こうした取り組みを進めた結果、市民一人あたりの都市公園面積は増加し、県内でも公園整備が進んでいる状況です。

また、プロスポーツチームとの連携をはじめとした官民連携事業の取り組みや、都市公園における民間資金を活用した新たな整備・管理手法である「Park-PFI」事業を進めるなど、本市の活力と個性を支える公園の整備を推進してきました。

これらの公園やオープンスペースは、市民の憩いの場となるだけでなく、生物多様性の確保の拠点や災害時の避難場所となるなど、多様な機能を有しており、市民生活を支える基盤となっている地域資源です。

こうしたことから、今後も安全に長期間使用できるよう適切な維持管理を行い、市民ニーズを踏まえた公園の整備・管理・利活用を進める必要があります。

また、本市には、公園やオープンスペースをはじめとした多様なみどりと水辺環境などの自然的景観に加え、歴史的・文化的資産が数多く存在し、自然環境とともに特徴ある景観を形成しています。

これまでも歴史的・文化的資産の調査や維持管理を進めてきましたが、先人から受け継いだ地域の自然や歴史・文化に根ざした景観、文化財などの地域資源を守り、将来へ継承していくために、適切に保存していくことが求められます。

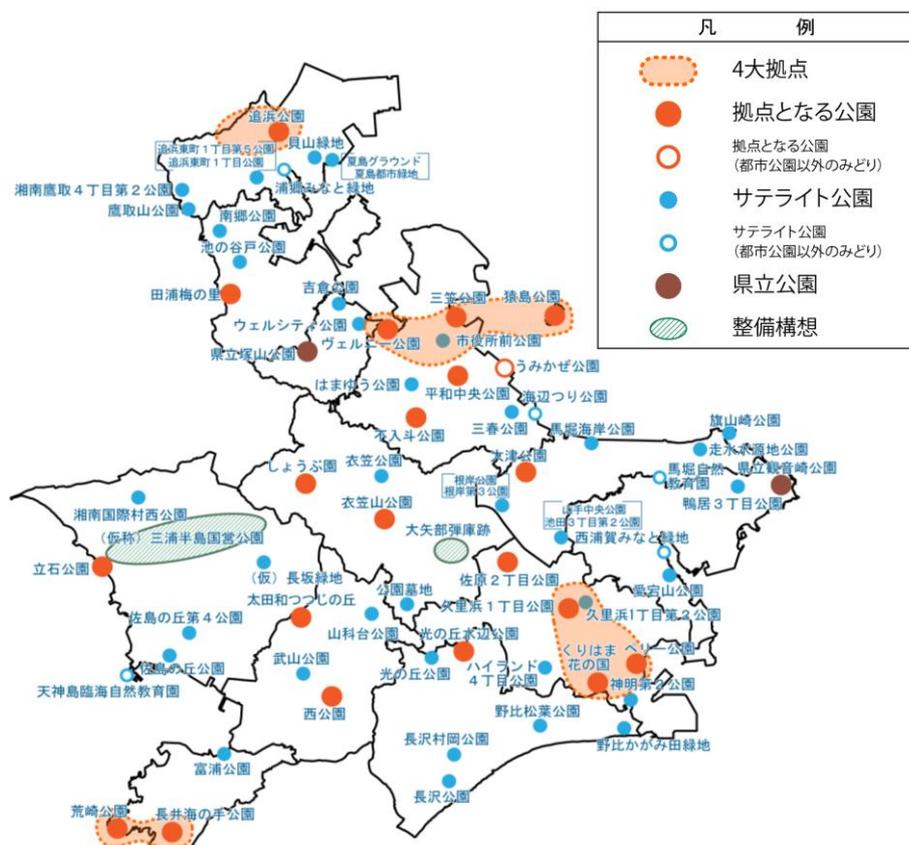


図 4-11 公園の将来像図 (2021年度(令和3年度)時点)

資料：横須賀市みどりの基本計画を一部修正

■ 施策の方向と実現に向けた取り組み

i 公園および緑地の維持・管理・利活用を推進します

公園や緑地は、市民の憩いの場や生物多様性の確保の拠点、災害時の避難場所となるなど、多様な機能を有しており、市民生活を支える基盤となっています。

また、まちの魅力や価値の向上に向けた視点からも、都市公園をより柔軟に使いこなし、多様な機能を都市、地域、市民のために発揮できるように、取り組みを推進します。

取り組みの推進にあたっては「横須賀市都市公園の整備・管理の方針」（2022年（令和4年）3月策定）に基づき、公園・緑地の特性を活かした整備や利活用を行い、地域コミュニティや地域の活性化につなげるとともに、災害時の拠点として、安全に長期間使用できるように維持・管理を進めます。

ii 良好な風致の維持と保全を推進します

自然的要素に富んだ景観は、都市環境の保全を図るために重要であることから、本市の多様なみどりははじめとした、自然環境と一体となって形成される良好な風致におけるみどりのあり方について検討します。

また、都市における樹林地、海浜地などの良好な自然的景観およびそれと一体となった史跡名勝などを含む区域の環境を保全し、良好な都市環境を維持することを目的として定める風致地区について、風致地区制度の運用によって適切に維持するとともに保全を推進します。

iii 地域特性を活かした文化的景観の形成を推進します

地域の自然や歴史・文化に根ざした資産は、自然環境とともに本市の文化的景観のシンボルとなっており、地域や市民の誇りとなるものです。

良好な景観形成の核となっている樹木を景観重要樹木として指定するほか、先人から受け継ぎ、守ってきた本市の歴史・文化・自然に関する資産を将来へ継承していくため、文化遺産の保存とその魅力を発信する取り組みを支援し、資源の活用を図ります。

■ 市民・事業者ができること（例）

- ボランティア活動などの取り組みへの積極的な参加
- 地域の自然環境の保全活動への積極的な参加
- 身近な歴史的遺産、文化財の保護

気候変動に適応し、 脱炭素社会へ移行するまちをめざします

(1) 基本目標でめざす姿と指標

① 基本目標でめざす姿

近年、地球温暖化を主な要因とした気候変動や、それに伴う自然災害の甚大化が世界的な課題となっています。

2015年（平成27年）に開催された「COP21」において「パリ協定」が採択され、2020年（令和2年）以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みとして、地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの排出量削減に世界共通の課題として取り組むことが示されました。

こうした背景を踏まえ、2020年（令和2年）10月には、国の方針として、2050年（令和32年）までに温室効果ガス排出量を全体として実質ゼロにすることを表明するとともに、2021年（令和3年）10月に閣議決定された「地球温暖化対策計画」において、2030年度（令和12年度）に2013年度（平成25年度）比で46%の削減目標を掲げるなど、国内外における脱炭素化の流れが加速しています。

本市においても、2021年（令和3年）1月に「横須賀市ゼロカーボンシティ宣言」を行い、同年10月には「地球を守れ 横須賀ゼロカーボン推進条例」を制定するなど、2050年（令和32年）までに二酸化炭素排出量を実質ゼロとする脱炭素社会への移行に向け、地球温暖化に関する取り組みが重要となることから、温室効果ガス排出量を削減する「緩和策」の取り組みと、地球温暖化の影響で顕在化している、または将来予測される気候変動の影響による被害を回避・軽減する「適応策」の取り組みをより一層推進していくことが求められます。

市域における温室効果ガス排出量削減のためには、再生可能エネルギーなどのカーボンフリー電力の導入・活用やエネルギーを効率よく使う省エネルギーの取り組みを進めるとともに、グリーンカーボンやブルーカーボンを活用した吸収源対策など、地域特性を活かした取り組みを進め、脱炭素型のまちづくりを目指す必要があります。

併せて、ゆたかな自然環境や丘陵地が存在する本市の地形を踏まえ、気候変動がもたらす自然災害による被害を回避・軽減するための防災面の取り組みを進め「緩和策」と「適応策」により、地球温暖化対策を総合的に推進し、気候変動に適応した脱炭素社会へ移行するまちを目指します。

② 施策の体系

気候変動に適応し、脱炭素社会へ移行するまちをめざします

施策の柱 1	再生可能エネルギーの導入・活用の促進
施策の柱 2	省エネルギーの推進
施策の柱 3	脱炭素型のまちづくり
施策の柱 4	気候変動への適応

③ 基本目標達成の目安となる指標

〇〇〇年（令和〇年）〇月一部改定

2029年度（令和11年度）指標

再生可能エネルギーの導入・活用の促進

- 公共施設における電気の再生可能エネルギー化を推進します：**50%**

省エネルギーの推進

- エネルギー消費量の削減をめざします：**2013年度比18%削減**

脱炭素型のまちづくり

- 温室効果ガス排出量の削減をめざします：**2013年度比46%削減**

横須賀市ゼロカーボンシティ宣言

現在、地球規模で進んでいる地球温暖化については「パリ協定」の目標達成に向け、2020年（令和2年）10月に、国の方針として「2050年までに温室効果ガス排出量を実質ゼロ」にすることを表明しました。

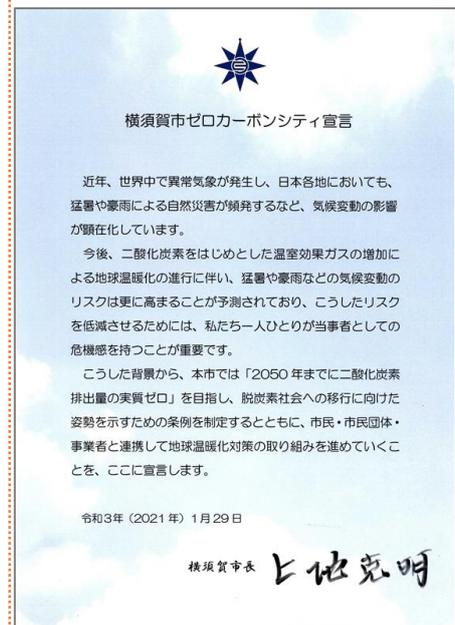
本市においても、脱炭素社会への移行に向けた取り組みを進めていく姿勢を表明するため、2050年（令和32年）までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「横須賀市ゼロカーボンシティ」を宣言しました。

近年、世界中で異常気象が発生し、日本各地においても、猛暑や豪雨による自然災害が頻発するなど、気候変動の影響が顕在化しています。

今後、二酸化炭素をはじめとした温室効果ガスの増加による地球温暖化の進行に伴い、猛暑や豪雨などの気候変動のリスクは更に高まることが予測されており、こうしたリスクを低減させるためには、私たち一人ひとりが当事者としての危機感を持つことが重要です。

こうした背景から、本市では「2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロ」を目指し、脱炭素社会への移行に向けた姿勢を示すための条例を制定するとともに、市民・市民団体・事業者と連携して地球温暖化対策の取り組みを進めていくことを、ここに宣言します。

令和3年（2021年）1月29日



身近なところから生活を見直し、 循環型社会を構築するまちをめざします

(1) 基本目標でめざす姿と指標

① 基本目標でめざす姿

私たちの生活は、多くのモノによって支えられ、より便利で豊かなものになりましたが、大量生産と大量消費を繰り返す経済・社会システムは、限りある資源やエネルギーを消費し、多くの廃棄物をもたらしました。

その結果、廃棄物処理にかかる社会的コストの増大や最終処分場の不足、適正な処理がなされないまま廃棄されたものが自然環境に負荷を与えるといった問題が顕在化しています。

近年では、様々な理由により、まだ食べられるにもかかわらず食品が大量に廃棄されてしまう「食品ロス」や、プラスチック製品が適正に処分されないことで生態系に影響を及ぼす海洋プラスチックごみが大きな問題となるなど、廃棄物に関する問題も多様化しています。

本市においては「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき「3R」の取り組みを推進するとともに、ごみ処理に関する課題の解決に向け、2020年（令和2年）には、横須賀ごみ処理施設（エコミル）を稼働するなど、ごみ処理の広域化を進めてきました。

また、2020年（令和2年）9月に「海洋都市横須賀 海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」を行い、世界的な問題となっている海洋プラスチックごみに関する取り組みを推進する体制づくりを進めるなど、総合的な取り組みを推進してきました。

今後は、これまでの取り組みに加え、海洋プラスチックごみの対応や自然災害による災害廃棄物への対応、サーマルリサイクルやケミカルリサイクルといったエネルギー資源の有効活用を進めるなど、経済活動や生活様式の変化に伴うごみの質の変化を捉え、適正な処理コストの負担と安定的なごみ処理を推進していくことが求められます。

環境への負荷を低減した循環型社会を構築するためには、社会全体で資源を大切に使う意識を醸成することが求められることから、一人一人が身近なところから生活を見直し、廃棄物の減量化・資源化・適正処理のために行動することが、より一層重要となります。

② 施策の体系

身近なところから生活を見直し、循環型社会を構築するまちをめざします

施策の柱 1	ごみの減量化・資源化の推進
施策の柱 2	ごみの適正処理の推進

③ 基本目標達成の目安となる指標

〇〇〇年（令和〇年）〇月一部改定

2029年度（令和11年度）指標

ごみの減量化・資源化の推進

- ごみの排出量を削減します：**104,061t（2023年度比7.2%削減）**
- ごみの資源化率を向上します：**33.0%（2023年度比0.6%向上）**

海洋都市横須賀 海洋プラスチックごみ対策アクション宣言

近年、海洋プラスチックごみによる環境汚染が世界規模の課題となっており「G20 大阪サミット」において共有された、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を2050年（令和32年）までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に向けた取り組みや、国の「プラスチック資源循環戦略」に基づく取り組みの推進など、プラスチックごみ対策が国内外で展開されています。

こうした背景を踏まえ、三方を海に囲まれ、豊富な海産物や美しい景観など、海から多くの恵みを受してきた本市として、海洋プラスチック問題に積極的に取り組んでいく旨の宣言を表明しました。

私たちは、海から生まれました。

そして私たち横須賀にとって、海は特別な存在です。

豊富な海産物や美しい景観、マリトレジャーに適した環境など、豊かな海からさまざまな恩恵を受けています。

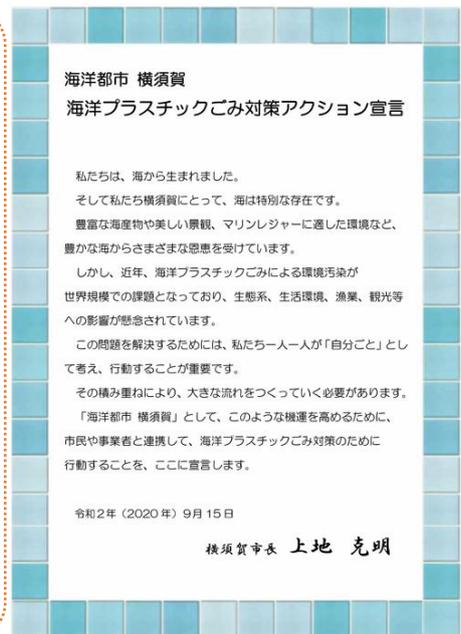
しかし、近年、海洋プラスチックごみによる環境汚染が世界規模での課題となっており、生態系、生活環境、漁業、観光等への影響が懸念されています。

この問題を解決するためには、私たち一人一人が「自分ごと」として考え、行動することが重要です。

その積み重ねにより、大きな流れをつくっていく必要があります。

「海洋都市 横須賀」として、このような機運を高めるために、市民や事業者と連携して、海洋プラスチックごみ対策のために行動することを、ここに宣言します。

令和2年（2020年）9月15日



YOKOSUKA

海洋プラスチックごみ対策アクション宣言

図 4-16 「海洋プラスチックごみ対策アクション宣言」ロゴマーク